

仕様書

1 業務名 周南市高齢者プラン「第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」

2 履行場所 周南市内

3 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務目的

本業務は、老人福祉法に基づく「第10次老人保健福祉計画」及び介護保険法に基づく「第9期介護保険事業計画」をあわせて策定するものである。

今回の策定は、令和6年度から令和8年度までの3ヵ年計画である。

当市における高齢者に関する福祉・介護保険のニーズを的確に把握し、高齢者福祉、老人保健、介護保険等全般にわたる課題・問題点を抽出し分析することにより、地域の実情や特性を活かした計画を策定することを目的に実施するものである。

5 委託業務の内容

- (1) 現在の高齢者を取り巻く現状と実態の分析、ニーズ調査
- (2) 高齢者福祉施策の方向性の策定
- (3) 介護保険サービス等事業量の推計及び介護保険料の算定
- (4) 自立支援、重度化防止対策等への提言
- (5) 周南市高齢者保健福祉推進会議への運営支援（年4回程度の開催を予定）
- (6) 計画書等の作成

6 作業内容

- (1) 現在の高齢者を取り巻く現状と実態の分析、ニーズ調査

ア 実態調査の実施

(ア) 【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

- ・厚生労働省から提示される「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を基本とし、計画に必要なと思われるその他の事項があれば協議し、委託者又は受託者が提案する項目を追加したものとする。

- ・ニーズ調査件数は概ね2,000件とし、調査票の印刷、封入封緘、郵送による発

送は、受託者で行う。ただし、調査票の回収は委託者が行う。

(イ)【在宅介護実態調査】

- ・調査件数は概ね 600 件とする。
- ・調査は市の認定調査員が実施する。

イ 実態調査の入力と分析

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の入力、集計、分析については、受託者で行う。
- ・在宅介護実態調査の入力、集計については市で行い、分析は受託者で行う。
- ・実態調査結果から、市及び圏域ごとの課題やニーズの把握とともに、不足している施策やサービス等の分析をすること。

(2) 高齢者福祉施策の方向性の策定

- ア 「地域包括ケア「見える化」システムを活用し、高齢者福祉施策の現状分析とともに、今後の方向性を策定する。

(3) 介護保険サービス等事業量の推計、介護保険料の算定

- ア 今後必要な利用件数と給付費等の推計をし、そのサービス供給の確保のための方策を策定すること。また、サービス別等必要項目を網羅し分かりやすい資料作成に努めること。

(ア) 被保険者等推計

被保険者、要介護認定者、介護利用(受給)者等の推計

(イ) 介護保険給付費および地域支援事業費の推計

(ウ) 介護保険料算定

必要なサービスを提供するための、介護保険財政(歳入歳出)の見込みと第1号被保険者の介護保険料の算定。

(4) 自立支援、重度化防止対策への提言

- ア 自立支援や重度化防止、高齢者フレイルへの対策について介護保険事業計画に反映させる事項について提言すること。

(5) 周南市高齢者保健福祉推進会議への支援

- ア 周南市高齢者保健福祉推進会議(年間4~5回程度開催予定)が円滑に運営されるよう、必要に応じて会議資料原案の提供や事前打ち合わせ会議への出席

イ 研究スタッフと市担当者との打ち合わせ（適宜）

(6) 計画書等の作成

ア 成果品については次のとおりとし、分りやすく、見やすいレイアウト並びに文書表現に努めること。

なお、提出は電子データ（エクセル、ワード）をUSB等で行うこと。

・「周南市高齢者プラン（老人保健福祉計画・介護保険事業計画）」

A4版 概ね80頁

・「周南市高齢者プラン」の概要版（8ページ程度）

・調査結果、推計結果等一式

7 留意事項

(1) 関係する国や県、市の上位計画等とも整合性を保つこと。

(2) 国の動向をよく注視し、計画に反映させること。

8 遵守事項

(1) 受託者は、本業務で知り得た情報は、他に漏洩、利用してはならない。

(2) イラスト等を使用する場合は、受託者が著作の使用の権利を有するものを使用すること。

(3) 本業務の遂行にあたり成果物の著作権は、委託者に帰属するものとする。

9 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた（生じる恐れがある）場合は、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。